

「緑地以外の環境施設の要件緩和」に係る  
国家戦略特区ワーキンググループ委員からの指摘・確認事項  
(回答)

平成27年9月30日  
経済産業省地域経済産業グループ  
立地環境整備課

平成27年9月18日付けの標記に係る指摘・確認事項について、以下のとおり回答致します。

記

(指摘・確認事項)

工場立地法の環境施設（緑地以外のもの）は、「工場又は事業場周辺地域の生活環境の保持に寄与するもの」、「地域住民の利益になるもの」であることが必要との説明だが、EV充電器の利用は地域住民にとって利益となるものである。また、充電機能のあるスペースは非常時の避難場所として有用であり、停車中のEV自動車の蓄電機能は非常用電源として活用できるなど、法の趣旨に合致するものと考えられる。

これらを踏まえ、環境施設としてEV用駐車場を追加することについて見解を示していただきたい。

(回答)

工場立地法第4条において環境施設は、「緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。」となっている。このため、緑地以外の環境施設は、「①緑地に類する施設」であり、かつ、「②工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与するもの」である。「EV充電器の利用は地域住民にとって利益となるものである。」とのご指摘であるが、仮に、EV駐車場を地域住民に利用させることとした場合であっても、上記を踏まえれば、「地域住民の利益になるもの」のみをもってこれを環境施設に追加することは適当ではない。

また、「充電機能のあるスペースは非常時の避難場所として有用であり、停車中のEV自動車の蓄電機能は非常用電源として活用できる。」とのご指摘であるが、これはEV自動車の蓄電機能のことであり、今回のご提案であるEV駐車場のことではない。EV自動車はEV駐車場でなくとも駐車することは可能であり、逆に、EV駐車場にはEV自動車ではない自動車が駐車することも可能である。

なお、工場立地法は工場敷地の中での生産施設面積や緑地面積等の届出規制をしているものであり、一度、工場敷地のレイアウトを決めれば、長期間変動がない建物や土地を対象としているものであり、EV自動車のように日々移動してしまうようなものは工場立地法の規制にはなじまない。

従って、環境施設としてEV駐車場を追加することは適当ではない。